

令和 2 年度第 1 回忠岡町文化会館運営委員会議事録要旨

	内 容	備考
日時	令和 2 年 1 1 月 2 6 日（木）午後 1 時～午後 2 時 1 0 分	
場所	文化会館地階第 1、 2 会議室	
出席者	（忠岡町文化会館運営委員） 松阪委員長 上ノ山委員 坊委員 正木委員 毛綿谷委員 花野委員 加藤委員	
欠席者	川口副委員長 西尾委員 小島委員	
事務局	富本教育長 二重部長 小林生涯学習課長 奥野・阿児（文化会館） 辻野（図書館）	
傍聴者	1 名	
配布資料	＜当日配布資料＞ ・ 委嘱状 ・ 会議次第 ・ 諮問書写し ・ 委員名簿 ＜事前配布資料＞ ・ 忠岡町文化会館運営委員会規則 資料 1 ・ 忠岡町公民館条例 資料 2 ・ 忠岡町公民館条例施行規則 資料 3 ・ 忠岡町文化会館条例 資料 4 ・ 忠岡町働く婦人の家条例 資料 5 ・ 忠岡町働く婦人の家条例施行規則 資料 6 ・ 忠岡町図書館条例 資料 7 ・ 忠岡町図書館条例施行規則 資料 8 ・ 忠岡町文化会館におけるクラブ登録に関する要綱 資料 9 ・ クラブ登録とは 資料 10 ・ 館内見取り図 参考資料① ・ 公民館及び働く婦人の家の使用許可申請書・使用許可書 参考資料 2 ・ 文化会館パンフレット	

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	＜開会＞ 本日はご多忙のところ、第1回忠岡町運営委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 わたくし忠岡町教育委員会生涯学習課課長の小林でございます。 議事に入るまでは、司会進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 お手元の次第に基づき進めさせていただきます。 ＜委嘱状交付＞ まず委員会に先立ちまして、委嘱状の公布から始めさせていただきます。お名前は委員会名簿の順に読み上げますのでその場でご起立ください。 忠岡町文化協会会長 松阪一夫様です。 大阪府公民館関連施設連絡会事務局長 西尾征樹様、本日はご欠席です。 忠岡町婦人団体協議会会長 上ノ山幸子様。 忠岡町体育協会会長 川口晃司様、本日はご欠席です。 忠岡町スポーツ推進委員会会長 坊脩様。 忠岡町青少年指導員協議会会長 正木秀憲様。 忠岡町民生委員児童委員協議会会長 小島ゆかり様、本日はご欠席です。 忠岡町母子寡婦福祉会会長 毛綿谷眞様。 文化会館クラブ委員 花野麻知子様。 同じく文化会館クラブ委員 加藤育弘様。 以上、10名を代表致しまして、松阪様に委嘱状をお受け取りいただきます。教育長、前の方にご用意ください。 当委員会の委員の任期は本日11月26日から令和4年10月末日までの2年間となっております。 どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、富本教育長よりご挨拶申し上げます。
富本教育長	＜教育長挨拶＞ 改めましてこんにちは、忠岡町教育委員会教育長の富本でございます。本日の忠岡町文化会館運営委員会第1回の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 本日お集まりいただきましたのは、忠岡町文化会館の運営を今後どうしていくのか？という部分で忌憚のないご意見を頂戴する、そういう目的で、本町の文化行政発展にお力添えを賜っております皆様方にお集まりをいただきました。 ご承知のとおり、この文化会館は、昭和60年1985年に今は亡き、谷野町長が町政45周年を記念する何か大きなモニュメントになるようなものは無いか？という思いを基に開館されました。ちょうど、本町の文化の殿堂として位置づけられて開館されたわけでございます。以来、35年を経たわけでございます。 どのような組織でもあり得ることなのですが、35年月日が経つとそれぞれやはり精度疲労、また機能障害というようなものが出て参ります。 この文化会館におきまして、そのマネジメント、運営の部分の中で様々な課題等が出てきているのが事実でございます。 この際、なんとかこの部分をより良い方向に向けて再度文化の殿堂としての、この文化会館を再生していこうやないか！という思いで皆様方から忌憚のないご意見を賜ることを目的にお集まりをいただいた訳でございます。どうか、今後2年間、皆様方から様々な未来に残すこの文化会館として、素晴らしいご意見を賜りまして私共の教育行政に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	ありがとうございます。 今日、ご欠席ですが、学識委員として本来今日お見えになるはずでした、西尾さんのご紹介をさせていただきます。西尾征樹さん、平成元年に岸和田市に正職員として入庁され、その後、大阪府文化財団に出向、岸和田に設立されております、浪切ホールの立上げに尽力された方です。平成30年には岸和田中央公民館の館長としてご活躍になられまして、令和元年に退職されました。名簿にもありますように、現在は大阪府公民館関連施設連絡会事務局長として、大阪府下の公民館で働く職員に向けた講座研修の企画や、各種相談などに対応されています。また、大阪樟蔭女子大学では非常勤講師として教鞭にたたれ学生指導を行う傍ら、行政書士としてもご活躍されているというキャリアですので、多方面にわたる広い人脈をお持ちです。本日は、やむなきご事情が発生されて欠席となっておりますが、本日議事に応じて、西尾委員からコメントをいただいておりますので、後ほど随時ご紹介させていただきます、ご了承ください。 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。 <事務局紹介> <資料確認> 委員会規則第6条第2項の規定により、当委員会は委員の過半数の出席が無ければ会議を開くことが出来ないととなっております。 本日は、委員総数10名の中、7名がご出席で過半数を超えておりますので、会が成立していること、ご報告いたします。 では、案件に入らせて頂きます。 <u>案件1 委員長、副委員長の選任</u> 委員会規則第5条第1項及び第2項の規定に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるとなっておりますので、選任いただくことといたします。 いかがいたしましょうか？ (事務局一任 の声) 坊委員、ありがとうございます。事務局一任の声が上がりましたので、事務局提案とさせていただきます。まず、事務局といたしましては、委員長に、文化協会会長でおられる松阪一夫委員を推薦させていただきたいと思うのですが、皆さまいかがでしょうか？ (異議なし) ありがとうございます。異議なしの声がございましたので、委員長 松阪委員にお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか？ (異議なし)

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	はい、ありがとうございます。次に副委員長でございます。 副委員長については、委員長指名でご選出頂きたいと思うのですが、この案、皆さまいかがでございでしょうか？ （異議なし） ありがとうございます。引き続き、異議なしの声を頂戴いたしましたので、松阪委員長、副委員長の方ご指名をお願いできますでしょうか。
松阪委員長	本日ご欠席になられておりますけれども、川口委員にお願いしたいと思います。
事務局	承知いたしました、川口委員を副委員長としてというお声をいただきました、皆様ご異議ございませんでしょうか？ （異議なし） 異議なしの声ございましたので副委員長には川口委員とさせていただきます。川口委員には、事務局より、この旨伝えさせて頂きます。松阪委員は委員長席に、お移り下さい。では、松阪委員長のご挨拶を頂きたいと思います。 よろしく願いいたします。
松阪委員長	<委員長挨拶> それでは、委員長という大役を仰せつかりましたけども、一生懸命頑張っていきたいと思しますので、ひとつどうかよろしくお願いいたしたいと思います。
事務局	案件2 運営委員会への諮問について 教育長より委員長へ諮問書をお渡しさせていただきます。
富本教育長	<諮問書読上げ> それでは読み上げさせていただきます。 忠岡町文化会館運営委員会委員長様、忠岡町文化会館運営委員会への諮問について、忠岡町文化会館運営委員会規則第2条の規定により 下記のとおり諮問します。 1 諮問事項、生涯学習の拠点としての忠岡町文化会館の在り方について、持続可能な総合施設としての運営方針について、各種の特性を生かした発展的な事業展開について 2 諮問理由、諮問事項最初の1につきましては、各館の運営上の整合性を図り、利便性に優れた複合館とするため。続きまして、諮問事項2について、町民皆様の心と心をつなぐ交流の場として創設された当時の想いに立ち返るとともに、新しい生活様式に馴染みながらも地域住民各々が相互に協力できる、魅力に満ちた活気あふれる文化施設として発信するため。 3 答申期限、諮問事項1につきましては、令和2年度末まで、諮問事項2については、令和4年度任期満了まで 忠岡町教育委員会 教育長 富本正昭 よろしく願いいたします。
松阪委員長	はい、よろしくお願いいたします。
事務局	私共、事務局の方も、委員の皆様に審議頂き、2年をかけて35年間の内容を、改め、新しい生活様式に馴染むように若い方含めて多くの方にこの文化会館使っていただけるような審議となるよう、進捗に協力をさせて頂きますので、改めてどうぞよろしくお願いいたします。 ここで、教育長におかれましては所用の為退席となります。
富本教育長	（退席）

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	当委員会規則第6条第1項の規定により、委員長が議長となる。とありますので、これからの議事進行につきましては松阪委員長にお願い致します。
松阪委員長	只今、教育長より諮問をいただきました。審議に努めたいと思いますので、どうか最後までよろしくお願いいたしたいと思います。 <u>案件3 ・署名委員について</u> 本日の議事録署名委員を委員長の指名とさせていただきます。上ノ山委員、坊委員、よろしくお願ひします。 ・ <u>会議の公開・非公開について</u> 忠岡町審議等の会議の公開に関する指針3で、原則公開となっておりますので公開といたします。
事務局	本日傍聴者1名となっておりますので、入室を許可することといたします。 傍聴者の方は、傍聴者心得を遵守して頂き、会議の進行にもご協力いただきます様、どうぞよろしくお願ひいたします。
松阪委員長	・ <u>文化会館内「働く婦人の家」について</u> 続きまして、議事の3つ目の働く婦人の家について今の現状を簡単に事務局より、ご説明をお願いいたします。 (事務局「文化会館内 働く婦人の家」について説明資料2 ～ 資料6 参考資料1) はい、どうもありがとうございます。 今の説明について、何か質問、ご意見等ございましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますが、何かございませんか？ 先程の事務局の説明にもありましたように、この文化会館、家庭・主婦の為の施設ですかね、働く婦人の家というのが、これが現状に段々そぐわなくなってきていると、いうことで、．．． 現実には男の方も入っておられるし、女の方だけじゃなく、現状を見つめてそれに合うような条例にしていきたいというような説明ですね？今の事務局の説明では
事務局	はい、そうです
上ノ山委員	お聞きしたいんですけど、働く婦人の家、今現在ね、この第7条に隣接市って書いてるでしょ？これはどこまでなんでしょう？隣の岸和田市とかはまあね、泉大津とか、どの範囲の隣接なんでしょう？
事務局	今現状、勤労婦人・勤労主婦という部分は、特にそこはもう無くなっているので、その人がもし借りに来られたとしても有料、一般貸出という位置づけになっております。
上ノ山委員	有料に？
事務局	近隣で働いている人が何か使いたいということがありまして、それは公民館と同じような形で有料貸出となっております。
上ノ山委員	今現在ですね？
事務局	今現在です
上ノ山委員	これからどういう風に改革するかっていう問題が起こってくるんですか？

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	ご定義いただいたこの部分が男性には適用できないような内容になってるんです。となると、現状、今の世の中は男性も女性も性差かかわりなく行政も動いておりますので、この当初のままの条例がいつまでもある、「働く婦人の家」があると現状が非常にやりづらくなってる。また、これにあった現状の使い方を皆さんにお願いすると、皆さんの方もなんだか変な感じがしてくる、だから利用される方には男性であっても女性であっても同じように、事務局も今してるところなんですね、今後条例をどうしていこうか？と
上ノ山委員	これからね？
事務局	はい、そういうところを委員の皆様にお力いただいて、整備させていただきたいと、このように思っております。
松阪委員長	これは、働く婦人の家というのはこの近辺では、はっきり言ってあるんですか？
上ノ山委員	無いん違うかな？
事務局	大阪府内では忠岡町のみとなっております。
上ノ山委員	ないから、ここを利用する人多いですよね、便利いいし。
松阪委員長	現実的に、男性の方も使われてますね。
上ノ山委員	この頃はね、前はそうでもなかった。
松阪委員長	4階でふれあいフェスティバルした時でも、男性の方も沢山来られてるしね。
事務局	条例等では、働く女性の妨げにならなければ一般への貸し出しが利用OKということになっていますし、現状そういうことを言っているのは時代とそぐわないのかなというところで、公民館も働く婦人の家も同じ形で貸出をしております。 平成22年に池田市が働く婦人の家を閉鎖しており、それ以降府下では本町のみとなっております。
松阪委員長	池田市はその後、何の名称でやってるわけ？
事務局	基本的に男女共同参画センターとか女性センターとかになってきていると思うんですけども、大体閉鎖したところは男女共同参画センターとなっております。 ただ、小さい町とかに関しましては、箱ものは少ないと思います。
松阪委員長	そしたら忠岡町もそういう流れに変えたら？
事務局	確かに今のご時世ですと、男女共同参画センターというのが多いかな？というところはあるんですけどね、男女共同参画の担当が教育委員会内にはございませんで、人権の方の担当でございますので、忠岡町の行政の中の組織といたしましては、そういうことになります。 女性関係すべてひっくるめる市もおありでしょうけど、本町ではちょっとまたがる部分が出てくるので、ひとつのご提案として、公民館一本という考え方をしてても利用者の方にとっても分かりやすいんじゃないんでしょうか？というコメントも西尾委員からも頂いております。
松阪委員長	まあ、現状に合わせて変えていったらいいということやね？
坊委員	文化会館は、40年位経ちますか？
事務局	35年です。
上ノ山委員	そう、それから全然、条例なども変えてないから。
松阪委員長	皆さん、この資料、事前に配布されてるんで読まれてると思うんですけども、この文化会館は、働く婦人の家、公民館、図書館、この3つでなってるわけですね。 それぞれみなその決まりがあって、やってるんですね？

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	それぞれに条例と規則があります。当初、ここを建てる時にも、公民館部、働く婦人の家の部、図書館、それぞれで補助金頂いてるんですよね、国と府から。そういうところもあったので、しばらくはそれで良かったんですが、やはり女性の進出ですとか、男女参画の考え方が今は当然です。文化会館のこういう教育施設においても、他の市の行政の所とも足並みそろえるような形で立ち位置おきたいな、というところも行政側で思ってる次第です。今回、学識委員の方、そして、教育団体等の代表の方も委員になっていただいて、しかもまた、クラブ生の方からも2名おいでいただいているっていうのもね、そのあたり、実際に文化会館利用されてる方のご意見もふまえながら、丁寧に作り上げていきたいなと思っておりますので、公募させて頂いたという流れになっています。 ただし、諮問書の1つ目の、働く婦人の家の条例・規則について、どんなふうを考えていくか？ということだけは今年度中に回答頂きたいんです。任期2年ですから、中身をしっかり2年で考えていきたいですので、働く婦人の家の方向性がぐらついたまま、中身考えるの難しいですから、3月までには、決定の方向をみなさんで示していただきたいということを、お願いするんです。
松阪委員長	現状に合わせて名称変更なども可能な限りやっていきたい、そういうことのようにです。
松阪委員長	他に何かございませんか？ この件については、諮問書の写しにも記載がありますように答申期限が令和2年度末というふうになっておりますので、今年度中に何らかの方向性を固めていきたいということでございます。どうか皆様よろしく願いたしたいと思います。 ・文化会館クラブの運営について 事務局より説明をお願いいたしたいと思います。 (事務局「文化会館クラブの運営」について説明資料9 資料10 参考資料2)
事務局	クラブ代表者会議のようなものを立ち上げることも含めて、ご協議いただけたらと思います。
松阪委員長	クラブ代表者会議での内容を、この委員会に上げてもらうということですね。
上ノ山委員	クラブの人達とお会いするのはふれあいフェスティバルの時だけですので、あまり接触は無いんですけども。
加藤委員	こういう代表者会議は、どういう内容の時？どんな時必要ですか？
事務局	代表者会議の立ち上げ方などは、近隣の公民館を参考に作り上げていけたらと思います。

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	<西尾委員からのコメント> 西尾さんからのコメントもございまして、クラブ代表者会議は是非とも実現頂いた方がいいんじゃないかというふうにおっしゃっていただきました。というのもクラブ同士の交流は今されてないんですよ？ということはおっしゃっていました。 例えば、1つが料理、他では音楽とか、絵画とか美術的なことなさっていても、お顔合わせが無いのが今の現状ですよ。ですので、クラブの代表者が何人かよれば、繋がりができるので、他館はそこから色んなことに発展していつてます。ということも、西尾さんおっしゃっています。自分たちの趣味の中でだけのクラブの仲間づくりだけじゃなくて、仲間づくりの幅が広がるということが地域のコミュニケーションになっていくので、クラブ代表者会議というのは、そういうところで役立つんですよ、という風なコメントはいただきました。ですので、例えば、公民館祭を、もしするとしたときに、代表者会議があれば降ろしやすいですし、考えもまとまりやすいですし、意見も出しやすい、また、リーダー研修そういったものにもご参加いただける可能性も出てくる、そういうことを繰り返していくことで、活性化されていくということをや西尾委員がおっしゃるわけなんですね、今ですと、その中だけでの活動ですので、そのクラブ活動の中で、知識、教養を得ては下さってると思うんです、そういった方々の還元策というのも、クラブ代表者会議を通じて、例えば学校の子どもたちに教えに行く、児童教室に参加する、そういったことも文化会館のクラブとかで担当を決めて回っていくとか、そういったこともお話としてしやすくなるんじゃないかなと、このように西尾委員おっしゃておられました。
上ノ山委員	夜のクラブの人は時間がないからたぶん交流が難しいと思うんですよ。
松阪委員長	先程、事務局からあった、昼のクラブの人は昼のクラブの人で話し合う、夜の人は夜だけという形でもいいですね。
松阪委員長	それから、とっかかりはそういうのでやっていったらいいかもわかりませんね。
加藤委員	そうやね、まずは始めることがね。
上ノ山委員	お昼の人は時間あっても、夜の人はちょっとねー。
松阪委員長	こういう提案して、どうですか？って各クラブに声かけたらいいんですよ。代表者会議一度やりたいと思いますけど、どうですか？と聞いて そしたらいろんな意見も出てくるかもわかりません。
加藤委員	今は文化祭の受付だけですよ。
松阪委員長	クラブのことについては、色々あると思いますが、時間をかけてじっくりと審議する必要があると思いますので1つよろしくお願いしたいと思います。 今回議題に上がってませんけど、図書館もいろんな問題があると思いますんで、またこれも議題に上げなければならないと思います。
松阪委員長	案件4 意見交換 今までの案件の中で何か質問がございましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

会議の内容	
発言者	発言の要旨
花野委員	私もいくつかクラブで利用させてもらってるんですが、これだけたくさんのクラブが所属していて、使用料無料で貸していただいてね、経営が大丈夫なのかな？という心配が1つと、それから是非代表者会議というのをしていただいて、私も英語クラブで二十数年所属してるんです。 最初は、三十数名いたんです。それが今は数名です、申し訳ないなっっていつも思ってるんです。英語クラブも曜日をかえていくつかあるんですけど、町民の英会話の向上とかを考えた時にね、やっぱり代表者が寄って、いろいろ話し合っってこんな風なやり方がいいんじゃないかっていうことも分かりますし、それから新しいクラブを作りたいとかいう人が居たらそういうのも出来るような、余裕っっていうんですか、これだけ多かったら、次新しく入りにくいんじゃないかなーっと思うんです。新しい刺激がいるんじゃないかなーと思います。
松阪委員長	今、花野さんこういう風におっしゃってくれたんで、利用料についてとかクラブって何人以上って制限とかあるんですか？
上ノ山委員	6人以上。
松阪委員長	今、花野さんおっしゃたように、新しいクラブを作りたいんですというのは、どういう風にしたらいいのかとか簡単に説明お願いできますか？ (事務局：クラブ登録の概要説明)
松阪委員長	魅力のある、そういう講座というかクラブが出来ればまた新しい人も入ってきてくれるということなんでね。
事務局	<西尾委員コメント> 加えて、出来ればですね、若い方の参入と言いますか、これも西尾委員がおっしゃてたんですけども、若い方は音楽の関係に敏感なので、そういう提供を、例えば、バンドの練習が出来るお部屋があったりですとか、年に数回、例えばこの1階のホールを使って、アマチュアのコンサートの的なものを催しできるだとか、そういうようなものがあれば、若い方自然と寄ってくるんやけどなってこともおっしゃて頂いてます、それがうちの文化会館に合うかどうかは別として、若い方のとっかかりとして少し何か見せてあげるのも必要じゃないのかなていう気もちょっとしてるんですよ。 あと、花野委員おっしゃて下さった利用料について、これも生涯学習課では町民グラウンドはじめテニスコート等々ふれあいホールもしかりなんですけど、全て基本有料なシステムなわけです、もちろん減免ということもあるんですけども、基本有料なんですよね、だけれども文化会館で生涯学習受けてクラブしてると、無料になってますというののもちょっとバランスどうなんかな？っっていうのもある訳なんです。 例えば年会費みたいなものを集めてらっしゃったり、利用料というよりは、そういう徴収の仕方もされているところがあります。 岸和田市は昼間空いてるお部屋を一般の会社の研修ですとか、試験会場にも貸してますとか、物販とか政治がらみとかそういうのは、気をつけなければいけませんけど、そういう上手い、財政にも協力できるような運営の仕方をされてる館が増えてきていますのでね、そういったことも、うちも考えていかなきゃいけないのかなという風にも思っています。 無料とすべきところ、行政がお金を出さなきゃいけないところと、利用する皆さんから、ここは皆さんも協力して徴収させてください。というところ、きちんと説明して差し上げると皆さん非常によくわかって下さるんじゃないかな？ということも感じております。 そのあたりも、この運営委員会で方向性を協議頂けたらと思います。

会議の内容	
発言者	発言の要旨
松阪委員長	ここの使用料というのは原則無料なんですか？
事務局	クラブにつきましては無料です。
松阪委員長	だいたい、皆さんそれを守ってるんですか？
事務局	基本だいたい2時間が多いです。運動系は月4回、文化系は月1回か隔週っていう形が多いかなと思っています。
松阪委員長	第5週がある時はどうですか？
事務局	クラブは基本的に1週目～4週目、なので多くて月4回という形にはなってるんですけども、例えば2週目使わないから、5週目使いたいとか変更を受け付けたり、発表会があるからもう1回練習したいっていう場合は、第5週目も貸出をしております。その時、一般の申請書を出して頂くんですけども、無料という扱いにさせて頂いてます。
松阪委員長	<u>案件5 その他</u> 私からよろしいでしょうか？ 公民館・働く婦人の家・図書館、条例見たら、それぞれ、各々に長を置かなければならないとか職員を置かなければいけないという風な条例になってますけど、実際おられます？
事務局	今の現状では、専任の館長が部署にいるというわけでは無いです。生涯学習課長のわたくしが兼任となっているわけです。行政側が、土日がお休み、文化会館が月・火がお休みとなると、本来管理職でいなければならない、わたくしが、その担当とお会いするのが、水・木・金の3日間しかない、これもちよっと無理がある訳なんです。今後、図書館のお話も是非させて頂きたいというところなんですけど、尽力いただいてる辻野さん参加して頂いてますけど、彼女、司書を持っております。図書館で司書資格があるのは、彼女だけなんです。正職員もいません。 時には指定管理の話もです。一生懸命やってる担当居てますが、正職員が居ないばかりに、またそこに備えておくべき館長が居ないが為に、行政からの施しが受けられなくなってるんじゃないかなと、そんな風にも感じておりまして、是非とも運営委員会、今日、発足致しましたので、職員の要望ということも、出来れば、皆さんの方からもしていただけると有難いという風にも思っております。
松阪委員長	他に何かございませんか？ なければ、本日、会議の案件すべて終了いたしました。ご審議ありがとうございました。今年度、もう1回ありますね？
事務局	諮問書1番の答申を3月末までにしていただく必要がございますので1月末か2月あたりには開催させて頂いて①の諮問のところは、お答えを決定づけていただきたいという風に思ってます。
松阪委員長	はい、わかりました。 それから、働く婦人の家については、先ほども申しましたが、諮問理由にあります、利便性の優れた複合館を目指して、先程の議論も踏まえ、次の会議には決定できれば良いかと考えております。 生涯学習の拠点となるよう、文化会館の在り方を今後も考えていきたいと考えておりますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。 それでは、これを持ちまして、第1回忠岡町文化会館運営委員会終了させて頂きます。 事務局よろしくお願いします。

会議の内容	
発言者	発言の要旨
事務局	どうもありがとうございました。これをもちまして、本日の会議は終了させていただきます。 委員の皆様、長時間ありがとうございました。
	＜閉会＞ 委員会終了時間 14時10分